



北多摩北 (小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市) 第71号

報 全 司 保 護

令和7年3月31日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 高日孝子

小平ふるさと村



幼稚園の砂山に

北多摩北地区保護司会 副会長 濱野 雅章

幼稚園の遊びの王様、「砂場あそび」。じつと見てみると、これが楽しい。子どもたちの社会が垣間見られる。ひとりでの砂いじりから、徐々に共同作業となり、現場監督がでてきたり。トンネル開通で満面の笑みでお互いの仕事をたたえたり、まるで社会の縮図のようだ。『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』という本がある。著者であるロバートフルガム氏は『人間はどう生きるのか、どのように振る舞い、どんな気持ちで日々を送ればよいか、本当に知っていないことはならないことを私たちは全部残らず幼稚園で教わった。人生の知恵は大学というてっぺんにあるのではなく幼稚園の砂場に埋まっていたのである』と述べている。概して次のようなことである。*何でもみんなで分け合うこと *概して次のようなことである。*何でもみんなで分け合うこと *ずるをしないこと *人をぶたないこと *使ったものはかならずもとのところに戻すこと *ちらかしたら自分で後かたづけをすること *人のものに手をださないこと *誰かを傷つけたらごめんなさいと言うこと e.g. 私たちは成人しても、実は心は不安定だったり人間関係も未熟だったりする。必要な社会性をしっかりと身につけたいと思うが、それは、新たに学ぶというだけでなく、幼い頃、幼稚園の砂場で、遊びの楽しさ、喜びを存分に感じながら、遊びのルールを知り、友だちとの関わりにおいて発生する様々なトラブルを経験することで、自然と人格は形成されてきている。『人間、どう生きるか、どのようにふるまう、どんな気持ちで日々を送ればいいのか』を、幼児期にすでに学んでいる。いくら年をとっても、まわりのすべてを否定してしまうようなことに陥ってしまった罪を犯した人でも、心のどこかに砂場は残っていて、そこからやり直していけるということを信じて、これからも更生保護活動に勤しみたい。

北多摩北地区保護司会 全体研修会

「なるほどね」の共感と認知行動療法

―性非行・性犯罪者の更生と支援を考える―

東久留米分区分研修部長 澤田 さなえ

二〇二四年十一月七日に実施された全体研修会では、千葉大学社会精神保健教育研究センターの東本愛香先生を講師に迎え、「性非行・性犯罪対象者との面接」について学びました。主なテーマは、対象者にどのように向き合い、何を語るべきか、具体的な指針を通じて保護司の支援方法を深めることです。性非行・性犯罪の背景や対象者への共感的対応、さらには認知行動療法（CBT）を活用した面接技法についても詳述され、保護司がより効果的に支援できるような内容となりました。

性非行・性犯罪の背景と理解

研修ではまず、性非行や性犯罪を犯す背景にある複雑な要因が紹介されました。東本先生は、こうした行為には家庭環境や過去のトラウマ、孤立感など、心理的・社会的な問題が関わっていることが

多いと説明されました。保護司は、彼らの行為の背景や内面にある葛藤を理解しようとする姿勢が重要であると指摘され、対象者の行為を単に非難するのではなく、根本的な問題に目を向け、解決の手助けとなるような関わりが求められるとのことでした。

対象者との信頼関係の構築と「なるほどね」の共感

性非行・性犯罪対象者との面接において、信頼関係の構築が非常に重要です。東本先生は、特に面接の初期段階で対象者に「なるほどね」と共感的に応答することで、彼らが話しやすい雰囲気を作ることができると説明されました。この「なるほどね」という言葉が、相手の気持ちを受け止め、無条件で話を聞く姿勢を示す効果的な言葉として紹介されました。この一言により、相手が安心して話を続けやすくなるため、面接を円滑に

進める上で非常に有効とのことでした。また、共感的理解の姿勢が信頼関係の基礎となり、対象者の痛みや不安に寄り添うことになる。そのことが大切だと強調されました。面接の際には、相手を批判したり非難したりするのではなく、彼らが抱える問題に耳を傾け、彼ら自身が気づきを得られるような対話を心がけるべきとのことでした。

認知行動療法（CBT）の活用

研修では、認知行動療法（CBT）を面接に取り入れることの有用性についても解説がありました。CBTは、対象者が自らの思考や行動パターンを見直し、健全な方向に修正する手助けをするための心理療法です。具体的には、対象者が否定的な思考や自己認識を改善し、日常生活における行動を少しずつ変えていくことで、自分に対する肯定的な感情を持てるよう支援していきます。保護司がCBTの基本的な技法を用いることで、対象者が自らの行動とその結果を冷静に振り返り、同じ過ちを繰り返さないための気づきを促すことが可能になるとのことです。例えば



何を語るべきかと話題の選定

ば、面接で対象者が自己否定的な発言をした際に、その思考をリフレーミングする（別の視点で考える）よう促すことで、対象者が自分の行動をより前向きに捉えられるように支援していけるとのことです。

対象者との会話内容において、

適切な話題の選定も重要です。性
非行や性犯罪についての話題はデ
リケートなため、対象者に罪悪感
や不安を与えるような言葉は避け
るべきであること。東本先生は、
会話を「未来志向」にすることが
効果的であると述べ、過去の行動
を責めるのではなく、これからど
のように改善していくかを一緒に
考える姿勢を示すことが推奨さ
れました。また、対象者が自分の行
動について反省するきっかけを与
えるために、無理に「反省しな
さい」と促すのではなく、対象者が
自身の内面に気づけるように対話
を導くことが重要とのことでした。

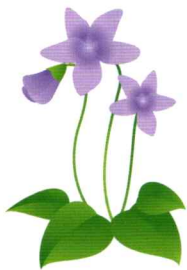
面接における課題と支援方法

最後に、保護司としての役割と
面接の課題についても議論されま
した。性非行・性犯罪者に対する
社会的な偏見や孤立感があるため
保護司が支えとなることの意義が
強調されました。面接を通じて
「自分は受け入れられている」と
感じることで、対象者が社会復帰
に向けた意欲を持てるようになり
ます。保護司は、対象者に希望や
自己肯定感を与えるような言葉
かけ、小さな成功体験を積み重ね
られるよう支援することが求めら



れ、彼らの更生を支援するうえで、
保護司の存在が大きな力となり得
ることが示されました。

研修を通じて、保護司としての
役割や、対象者との信頼関係構築
における「なるほどね」の重要性、
認知行動療法を取り入れた具体的
な支援方法が学ばれ、実践的な知
見が得られる有意義な内容でした。



第七ブロック保護司組織運営連絡協議会

『社会を明るくする運動』を考える

北多摩北地区保護司会 副会長 山下 勝幸

令和六年度の第七ブロックの協
議会テーマは『社会を明るくする
運動』です。我々保護司が保護観
察所に直接意見を聞いてもらえる
絶好の機会ですから、多くの保護
司の考えや意見をまとめて発表で
きるように努めました。今回の協
議会は十月二十二日。会場は昭島
市。発表者は五名。発表時間は一
人十分でした。今回は各分区の社
明運動の活動をパワーポイントで
説明をしました。

北多摩北地区の社明運動は五市
(五分区)で独立した活動をして
います。各分区に現在実施してい
る企画、運用、成果、問題点、要
望等を尋ねるとたくさん出てきま
した。

現状の問題として多かったのが
活動のマンネリ化です。毎年同じ
企画で時代に沿っていない。長年
取り組んでいるのに市民の方々に
知られていない。宣伝不足。

「社会を明るくする運動」のタ
イトルの再検討。暑さ対策のため
強化月間の時期の変更。高齢の保
護司が多く、活動が限定的。保護
司の熱意に温度差がある。人材不

足で役割や分担に偏りが生じてい
る。関係団体との連携や協力が不
足している。予算をもっと増やし
てほしい。効果的な運動に工夫し
たい。等々です。

それらの意見に対しての改善点
や要望も発表しました。

○社明運動構成団体との交流と協
力の強化

○有効な新規企画と予算の確保
○「社明運動」を分かりやすいキ
ャッチフレーズへの変更と特定

日を設けイベントを実施
○保護司数に見合う実施可能な活
動への変更 等。

発表の趣旨は社明運動をマンネ
リから脱却し多くの市民に認識し
てもらうこと。犯罪非行をなくし
地域の安心安全のために有効な運
動にすること。そのためには保護
司は企画と運営に工夫を凝らすこ
と。また、行政機関や関連団体の
協力が必要であると結論付けまし
た。一つでも改善改革になればと
考えています。





『持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会』について

東京保護観察所立川支部長 土公 千鶴

北多摩北地区保護司会の皆様には、いつも大変お世話になっております。心から感謝申し上げます。さて、皆様御存じのとおり、令和五年に立ち上げられた標記検討会の最終報告書が、昨年十月に法務大臣に提出されました。

もともとこの検討会は、第二次再犯防止推進計画で求められた施策の一つであり、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向けて、①推薦・委嘱の手順、年齢条件、②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、③待遇活動環境、④保護司の使命という四つの論点で議論されてきました。しかし、昨年五月に保護司が殺害され、対象者がその容疑者として逮捕されるという大変ショッキングな事件が起こったことで、⑤保護司の安全確保という論点が追加され、報告書がとりまとめられました。

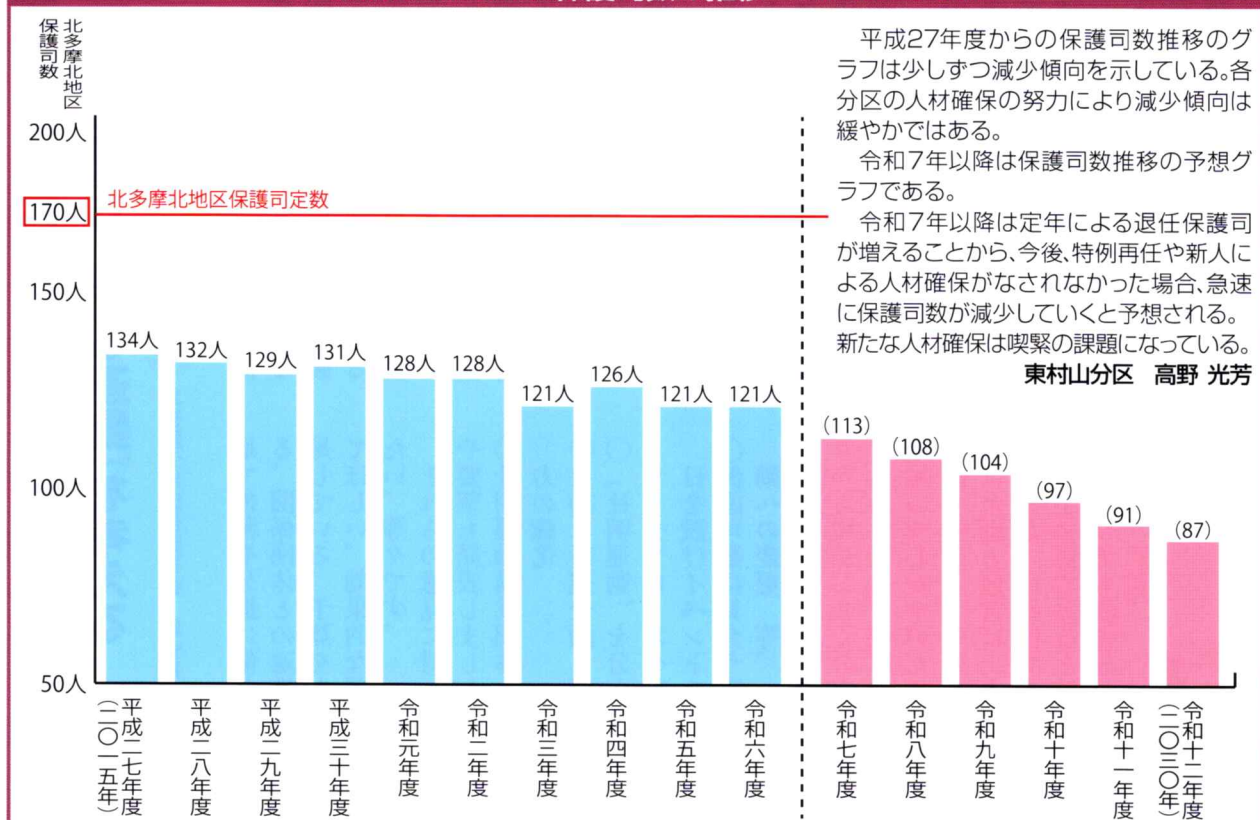
ちなみに、保護司の安全確保に関しては、検討会とは別に昨年六月から八月にかけて、全国の保護観察所が保護司の皆様にお話を伺いました。その結果、その時点で保護観察事件を担当していた保護司については全体の一割弱の方々が、また、その時点で事件を担当

していなかった保護司については全体の約三割の方々が、何らかの不安を示されました。具体的には、家族や周囲の人から不安や反対を示されることによる不安や、粗暴性がある対象者を担当することへの不安も多数ありましたが、最も多かったのは、いずれも自宅で面接することについてでした。

その後、とりまとめられた最終報告書では、①委嘱時の上限年齢の撤廃、二年という保護司の任期の見直しに加え、保護司会の意向を踏まえつつ公募の取組を試行すること、②保護司活動のうち処遇活動と地域活動のどちらか一方を担当する分担制はなじまないこと、③報酬制の検討においては、保護司の無償制はなお堅持していくべき、しかし同時に、保護司実費弁償金の充実を図るべきこと、④保護司法の見直しを図ること、そして、⑤保護司が安心して保護司活動を継続するための取組を強化することなどが報告されました。

検討結果を受け、保護観察所もしっかりと対応していく所存です。何かありましたら、遠慮無く保護観察所まで御連絡ください。引き続きよろしくお願いいたします。

北多摩北地区保護司会 保護司数の推移 令和6年10月現在



保護司人材確保に向けた取り組み

清瀬分区

山下 勝幸

保護司には資格試験や免許はありません。推薦です。これまでは信頼がおけて責任感があると思われる方を保護司の人脈から探して勧誘してきました。しかし、近年は有望な方を勧誘しに行くと断られることが多くなりました。主な理由は「現在、有職中。定年が延長された。定年後でないと仕事との両立は難しい」。PTA活動に積極的に関わっていた女性は「パートで仕事を始めたから無理」「所属団体も高齢化し、役員を頼まれている」「家族の合意がとれない」等が多く、滋賀の保護司殺人事件も影響していると思われます。

そこで、広く身近な方々に保護司活動を紹介するようにしました。犯罪非行のない安全な街づくりに努めている個人・団体には機会あるごとにアピールをし、その上で人材情報の提供を依頼しました。

各保護司の熱心な勧誘と相まって「保護司に関心を持った。協力したい」「地域の安全な社会のために役立ちたい」「今まで保護司のことは知っていた。自分もやってみたい」「声掛けをきっかけに協力したい」との申し出がありました。

広く声をかけることによる成果が現れました。市民のボランティア精神や善意に根気強く訴えることが人材確保に結び付くと感じています。

小平分区

竹内 誠一郎

小平分区の令和6年11月30日現在の保護司は20名で、充足率は55.6%です。年齢層は75歳以上が4名、70歳から75歳未満が5名、65歳から70歳未満が5名、60歳から65歳未満が1名、60歳未満が5名で、一番若い方は49歳です。充足率が低いことと高齢化は否めません。

小平分区の保護司の方々は、皆強い使命感を持っていてやりがいも感じていると思います。反面、そのことが気軽に友人知人をリクルートできない原因になっているのではないかと思います。保護司の活動は対象者との面談の他に、啓発活動や研修などかなりの時間が必要です。自分の時間をやりくりしてなんとか対応しているのが現状で、それを他の人に勧めることを躊躇してしまうことが多いようです。仕事をお持ちの方はなおさらです。

小平分区では、今年立て続けに3人の方から「自薦」のお申し出がありました。観察所の方で面接を受け、保護司は無報酬のボランティアであること、研修会などに参加した際には実費弁償金が支給されること、対象者の面談だけでなく分区の啓発活動にも参加が求められること、分区の運営のために会費を払うこと、などの説明がされたようです。このことを受け、小平分区では分区長と副分区長を交え面接を行いました。自薦の方は自分なりの保護司像をお持ちのようですので、実際の活動とのギャップを少しでも埋めることが大事と考えました。委嘱後は、3人の方は何事も経験と言って、研修や保護司会の活動にも積極的に参加しています。何より他の保護司とのコミュニケーションが大事だと思います。

保護司の活動に関心を持っている方は結構いらっしゃるのではないかと思います。その思いをくみ上げる仕組みとして、例えば市報などに保護司の紹介記事を掲載してもらい、具体的な保護司の活動内容を知ってもらうことで、一般の方へのアピールとなり保護司の確保につながるのではと思います。

東村山分区

人材発掘プロジェクトリーダー 松尾 耕作

地域社会の人々の繋がりが希薄化している中、保護司の人材発掘は、保護司個々の人脈に頼って探すのは難しくなっている。そこで、分区では組織的に発掘の活動をしている。

- ① 3年前から人材発掘プロジェクト部を立ち上げ取り組んでいる。
- ② 分区長は人材発掘の情報提供依頼文を作成し、必要な場面で配布して依頼している。社明運動推進委員会にて人材情報の提供を呼び掛けている。
- ③ 冊子資料『保護司候補者ガイダンス』（9ページ）を作成し、この資料を使って候補者に分区の組織や活動を詳しく説明して納得を得るようにしている。
- ④ 各保護司は周辺の人に情報提供を求めて回り、電話による勧誘や声掛けをしている。
- ⑤ 学校訪問の機会に小中の校長に人材情報提供を求め、民生委員・児童委員との協議会時にも情報提供を求めている。
- ⑥ 役所と連携して、退職市役所職員に向けた保護司勧誘の文書を配布している。
- ⑦ その他、町会長、教育長、市長、PTA会長、警察署、青年会議所に出向いて情報提供の声掛けをしている。

その結果、令和3年度20人だった東村山分区の保護司の数は、令和6年度は24人になっている。



『保護司候補者ガイダンス』

西東京分区

村田 正明

現在、西東京分区における保護司の数は定数には達していないものの、他の地区と比較すると満足できる水準にあると考えています。今までに保護司を確保するため、私は民生委員の方との繋がりもありましたので適任者に直接お話をして保護司になられた方が数人おられます。また福祉に携わる友人から紹介してもらったこともあります。家族の反対もあり辞退されたこともあります。地域社会における核家族化が進行し、人間関係が希薄化しているため、紹介可能な人材が減少していることも事実です。

現在活動している保護司の高齢化も進んでおり、リタイアする方が増えることが懸念されております。保護司は、支援を必要とする人々にとって非常に重要な存在であり、安全で安心な地域社会を実現するためには、その役割が不可欠です。保護司の適任者を確保するためには、若い世代への啓発活動が重要だと思います。保護司の職務やその重要性を広く周知し、興味を持ってもらうことが求められます。

さらに、保護司の魅力を伝えるための広報活動の強化や、保護司支援組織（行政など）との連携を深めることも重要だと考えています。保護司の確保には多様な取り組みが求められますが、地域全体での協力と努力が不可欠です。そして、法務省においても「持続可能な保護司制度の確立」に向けた取り組みが着実に進んでいるため、期待を寄せています。



東久留米分区

小山 弘

毎年退任する保護司は3名程います。現在保護司は25名（定数28）です。他薦・自薦の候補者探しの例と有職保護司の負担軽減の例を紹介します。

他薦による候補者探しの例です。多くの退任予定者は一年前位から探し始め、身内者を後継者として推薦していたようです。今は身内者が必ず保護司になるとは限りません。その場合は親戚筋を頼りにするか、退職した職場の後輩を頼りに候補者を探していたようです。しかし探せないまま退任することがあり欠員となります。欠員補充のため分区長他役職者は、各種団体の会合に出席して、情報収集し適任者であれば声掛けをします。本人が快諾しても家族の「反対」があり、確保出来ない大きな壁もあります。

自薦に近い保護司が3名います。定年退職時に新聞紙面で保護司活動に関心を持ちより深く知りたいと、立川保護観察所に直接電話をして職員の対応でより関心が湧き、その後分区長等の面接で適任者と決まり保護司を続けています。しかし、分区の面接担当者が短時間で適任者かどうかを判断するのは負担になるかと思います。

年齢と職種は様々ですが有職者の保護司が数名います。特に平日昼間の啓発活動が多く、仕事を最優先することで負担の軽減をしています。これにより有職保護司が任期終了時での再任をよりしやすくしています。

他薦・自薦問わず適任者には焦らず丁寧に接し、又、有職保護司には活動の軽減に配慮し取り組んでまいります。



更生保護への私の思い

西東京分区 千葉 龍一

私は令和4年12月に保護司を拝命いたしました。

保護司を拝命する前に、更生保護に携わる仕事をして、9年近くになっておりました。その中で、保護司の数が激減していることが叫ばれ、自身の活動をする中で「保護司になってみたら」との声を頂くことが多かったので、どうしようかと悩んでいました。

しかし、保護司の仕事は対象者と関わるだけではなく、地域との関りの中で青少年等が非行に走らないようにする取り組みもしていると聞き、保護司という仕事はなくてはいけないものではないかと感じるようになりました。

私の立ち上げた自立準備ホームに入居する方は地域の関りがなく、非行に走って結果的に長年再犯をしてきている人が多いのです。そういった方が小さい頃につまづかないことが重要だと感じており、保護司の仕事はまさにそれができる仕事なのではないかと思ったからです。

そんな思いとあわせて、今まで育てて頂いた地域にも恩返しをしたいと思い保護司にならせていただきました。

実際に、保護司になってみると、あいさつ運動や「市民まつり」を通じて小中学生と関わることも増え、非行に走りそうな小中学生にも笑顔を届けられる活動があり、非常に重要な活動だと思いました。それとともに、対象者と関わる中でも地域性が見えることで、できる対応も変わってくるのではないかと感じています。

まだまだ保護司としては駆け出しで若輩者ですが、このような素晴らしい活動を若い世代が受け継ぐ必要があると思うので、できる範囲で保護司の活動をしていきたいと思っています。

令和六年度 新年会並びに受章祝賀会

一月十四日（火）午前十一時から、清瀬市生涯学習センター・アミューホールにて、七十四名の参加を得て開催されました。

山下勝幸副会長の開会挨拶、高日孝子会長の挨拶に続き、浅見良

子常務理事から受章者報告がありました。

北多摩北地区の受章者三十七名の内、二十一名が出席し、お祝いの金贈呈の後、受章者を代表して、新野紀子さんが謝辞を述べています。

澁谷桂司清瀬市長、鶴田俊男統括保護観察官を始め、構成五市、保護観察所立川支部、保護司会関係団体から十九名の来賓が臨席され、九名の方々より祝辞をいただきました。

集合写真撮影の後、第二部の清興では、九十六歳を迎える元校長



先生、濱和廣さんによるハーモニカ演奏を楽しみました。

会場は、一月一日・故郷・鐘の鳴る丘♪など二十四曲の懐かしいメドレーに包まれ、大きな拍手が贈られています。

祝宴は、村野裕一副会長の発声による祝杯で始まり、和やかな会食・歓談の後に、濱野雅章副会長の音頭で三本締めを行い、会は盛況のうちに、お開きとなりました。

総務部長 小金井 勉

祝 高齢者叙勲

叙勲 誠におめでとうございます。

これまでの長きにわたるご貢献に感謝申し上げますとともに、心よりお祝い申し上げます。

●瑞宝双光章

杉井 ヤヨイ（元東久留米）

●瑞宝双光章

佐藤 俣子（元東村山）

瑞宝双光章を受章して



西東京分区分
新野 紀子

令和六年度の叙勲に際し、瑞宝双光章の栄に浴し、身に余る光栄に深く感謝しております。

これもひとえに、西東京分区分、北多摩北地区保護司会、その他多くの関係機関の皆様のご指導、ご鞭撻の賜物と心より感謝しております。

当時、少年犯罪が多く心を痛めておりましたところ清瀬にある社会事業大学での公開講座「少年犯罪」を受講する機会に恵まれました。たまたまその講座に保谷の保護司の方が参加されており、そんな縁から推薦していただき保谷分区分の保護司としてスタートいたしました。

特別な知識もなく、思いだけの自分のような者が本当にお役に立てるのだろうかと思うこともありましたが常に良き理解者、伴走者でありたいとの思いで務めてまいりました。

「僕も保護司になれるかな」と、聞いてきた少年に「これからのあなたの生き方次第よ」と答えました。

心と心が通いあえた時、保護司をしていて本当に良かったなと思います。

藍綬褒章を受章して

西東京分区分
佐々木 一平

この度は身に余る受章ありがとうございます。御座います。観察官はじめみな様方のお力添えに感謝しています。特に役所の方にはいつも適切なアドバイスをいただき心より感謝しています。自分一人では保護司を続ける事は出来なかったと思います。家族の協力が一番でした。これから社会の一員として出来る事に取り組んでいきたいと思っています。

振り返ってみますと保護司としての一番の思い出は保護観察が終了してしばらく経って「近くに来たので寄りました。元気でやっています！」と訪ねてくれる事が一番うれしかったです。その中の一人は今でも来ています。多くの人と関わって外で見かけた時に目を背けてさける人もいれば挨拶してくれる人もいます。

これからも社会の一員として多くの人たちと関わって行きたいと思っています。



法務大臣表彰を受賞された方々

清瀬分区分
浅見 良子

この度は法務大臣表彰という名誉ある賞を頂きまして誠にありがとうございます。

ございます。畏れ多い気持ちと共に身の引き締まる思いでいっぱいです。これもひとえに分区分を初め多くの皆様のおかげと深く感謝しております。また、時折届く元対象者からの連絡では保護司を続けていく意味を再認識させられました。

これまでの反省と共に、一層精進して参りたいと思います。今まで支えて下さった皆様に重ねてお礼申し上げます。

西東京分区分
永澤 清子

初めて保護司として環境調整に対象者のお宅に伺った日、心臓の鼓動

を今も思い出します。令和六年度法務大臣表彰を受賞させて頂きました事は大変有り難く大変申し訳なく皆様に感謝の思いしかありません。未熟な私を担当して下さいました歴代の主任官の先生方、先輩の保護司の皆様からは、多くの事を学ばせてもらい成長出来ました事を心から感謝しております。少年

東久留米分区分
島崎 宣治

少女の環境の在り方に何度も心を痛め、青年たちの犯罪に彼らの青春の時間を失う事に何度も怒りを覚え涙しました。老年の人達の心の寂しさに心を寄せても、自分の至らなさに悩みや、僅かな時間しか無い中で、どう心を開いてくれるのかを願うばかりでした。唯々二度と罪を犯さない事を背に念じ送り出しておりました。

このたび、法務大臣表彰を受賞できたことは、家族の支えや分区分、北多摩北地区の保護司の皆さま方のご支援があったことが、二十年間の保護司活動ができた大きな要因であったと思っています。北多摩北地区の活動の中では、広報部長、監事として四年間係わらせていただいたのが私にとって良い思い出として今も心の中に残っています。

特に広報部長の時は、原稿依頼やレイアウト・校正に追いまぐられ、苦勞の連続でした。そのことが、今の私を成長させてくれたのかとも思っています。十二月二十一日付をもって任期満了となりましたが、改めて永年にわたりお力添えをいただいた皆様方に感謝申し上げます。

東久留米分区分
古見 美子

この度は法務大臣表彰を賜り、長年にわたり関係機関の皆様、北多摩北地区保護司会の皆様とご縁を頂きました事を深く感謝しております。平成十三年五月保護司を拝命しその間紆余曲折有り幾度となく保護司を辞めようかなと思った事がありました。平凡な世間知らずの私に出来る事は、自分の子育て経験から若い対象者の話し相手になれればと思いつつ、いつの間にか年数が経ちました。

私と面接して気が安まり、更生に繋がったと思ってくれる対象者が一人でもいてくれたら嬉しく思います。

東久留米分区分
村野 裕一

令和六年度、東京更生保護事業関係者顕彰式典において、法務大臣表彰を賜りました。

長年にわたりご指導ご支援を頂きました北多摩北地区保護司会の皆様方に深く感謝申し上げます。私は平成十六年十二月に保護司を委嘱され、二十年になります。任命後一年間は無我夢中で保護司活動に参加し、先輩保護司の丁寧な指導のお陰でどうにか務めさせて頂いています。今後とも初心を忘れず、保護司としての役割を果たせるよう努めてまいりますので皆様方のご指導のほど宜しくお願い申し上げます。



清瀬分区 阿久津 七光

ありがとうございます。
長いようで短い
二十年でした。楽

しい仲間、一緒に悩んでくれた観察官、そして対象者、皆様のお陰で今に至っています。

夏目漱石の「草枕」の冒頭に山路を登りながら こう考えた
智に働けば 角が立つ
情に棹させば 流される
意地を通せば 窮屈だ
兎角に人の世は住みにくい
智・情・意のバランスを大切に、
自然体で皆様と接するようにしたいと考えます。
これからも宜しくお願いします。

令和6年度 表彰並びに感謝状を受賞された方々

全国保護司連盟理事長表彰

小林 良子 (清瀬分区)

佐藤 恒夫 (東村山分区)

島崎 洋子 (東村山分区)

田中眞津子 (清瀬分区)

松川 正秀 (西東京分区)

関東地方更生保護委員会委員長表彰

大竹 眞澄 (小平分区)

北村 明美 (小平分区)

小山 邦昭 (東村山分区)

竹内誠一郎 (小平分区)

若林 弘子 (東久留米分区)

関東地方保護司連盟会長表彰

喜多野雅司 (西東京分区)

下澤由起夫 (東村山分区)

西原みどり (西東京分区)

松田 拓道 (東村山分区)

山田 富幸 (東久留米分区)

東京保護観察所長表彰

篠田 耕治 (東村山分区)

田中 靖人 (清瀬分区)

三沢 敏雄 (東久留米分区)

柳川 浩美 (西東京分区)

東京都保護司会連合会会長表彰

新井 浅浩 (西東京分区)

小野 博之 (西東京分区)

小幡 勝己 (西東京分区)

小山 啓 (東村山分区)

篠宮 高一 (東久留米分区)

真鍋五十鈴 (西東京分区)

柳原 義介 (清瀬分区)

東京保護観察所長感謝状 (家族功労)

小金井春美 (東久留米分区)

人事 往 来

○ 新任保護司

左記の方々が新たに保護司として委嘱されました。どうぞよろしくお願いたします。

令和六年十二月二十二日付



清瀬分区 柿添 信作



小平分区 常松 大介



西東京分区 松森 理史



東久留米分区 島崎 重広



清瀬分区 星野 玲子

令和六年九月一日付

○ 任期満了保護司

令和六年十二月三十一日付

小松 健二 (東村山分区)

内田 光男 (清瀬分区)

貫井 勝義 (東久留米分区)

島崎 宣治 (東久留米分区)

高田 進 (西東京分区)

○ 退任保護司

令和六年八月三十一日付

秋山 徳幸 (西東京分区)

在職二十五年

〔表紙写真説明〕小平ふるさと村

小平の地は、江戸時代初期の玉川上水の開通にともなって開発が行われた新田村落です。かつては、青梅街道をはじめ、東西に伸びる街道沿いに屋敷森に囲まれた農家が並び、街道をはさんで農家の南北には短冊形の畑が続いていました。近年は小平の昔の面影は失われつつあります。こうした変化にたいして小平市は四棟の建物を解体保管してきました。これらを文化遺産として後世に伝えて行くために、平成五年（一九九三）五月に「小平ふるさと村」として開村しました。写真は江戸時代中期から後期にかけての雰囲気を感じ、旧神山家住宅主屋です。

編集 後 記

保護司数の減少は様々な場面で語られ、大きな問題となっています。そこで会報誌のテーマは「保護司人材確保に向けた取り組み」としました。五分区が共通のテーマで、分区の人材確保の取り組みや成果、課題をまとめ、皆様にお伝えして現状を理解していただきたいと考えたからです。今後の保護司人材確保は重要なことであり、分区の成果や課題を役立てていただければ幸いです。お忙しい中、原稿をお寄せくださいました多くの皆様に感謝申し上げます。また、清瀬市事務局には一方ならずお世話になりお礼申し上げます。

事務局 清瀬分区

清瀬市福祉子ども部 福祉総務課

福祉総務係

☎ 042-497-2056